\bigcirc

 \bigcirc

愛媛県報

発行 愛愛媛 県

第1621号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年12月24日金曜日 第1621号

	\Diamond	目	次	\Diamond		
		規	則			
愛媛県立都市公園	条例的	も行規則の-	一部をi	改正する	規則	1257
		告	示			
落札者等の告示						1260
救急病院の協力申	出					1260
指定居宅支援事業	を行う	事業所の原	听在地	の変更 (3件)	1260
貸金業者の業務の	停止6	令				1261
町営土地改良事業	の施行	可の同意(2件).			1261
保安林の指定(2	件)					1261
保安林予定森林に	する旨	旨の通知				1262
解除予定保安林に	する旨	旨の通知				1263
保安林予定森林(2件)					1263
保安林の指定施業	要件を	変更する	≦の通	知		1264
林業用種苗生産事	業者の	D登録の失効	幼			1265
愛媛県建設工事請	負業者	諸選定要領(の一部	改正		1265
海岸保全区域の指	定の一	-部改正				1265
海岸保全区域の指	定					1265
臨港地区の区域の	案の約	送覧(4件))			1266
道路の区域変更(県道ノ	大西波止浜	巷線).			1266
道路の区域変更(一般国	国道 378 号)			1267
道路の供用開始(")			1267
電線共同溝を整備	すべき	き道路の指定	È			1267
開発行為に関する	工事の)完了				1267
公営住宅法施行令	第2条	系第1項第4	4号に	規定する	数値の決	定…1268
愛媛県証紙売りさ	ばきノ	(の指定の耳	取消し			1268
愛媛県証紙売りさ	ばき丿	の指定願の	の記載	事項の変	更	1268
	地方	方労働委員	会告	示		
地方労働委員会が	管理す	よる公文書(の公開	に関する	規程の一	部
改正						1268
地方労働委員会が	取り扱	及う個人情報	級の保	護に関す	る規程の	_
部改正						1268
		正	誤			
平成16年12月17日	付け負	第1619号愛b	暖県規!	訓第62号	· (愛媛県	渔

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

業調整規則の一部を改正する規則)中......1269

規 則

○愛媛県規則第64号

愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県立都市公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第19

号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「第4号」を「第3号の2、第4号」に改める。

第12条の次に次の4条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示の場所)

第12条の2 条例第11条の3第1項第1号の規則で定める場所は、保管した工作物等が放置されていた都市公園の所在地を管轄する地方局建設部又は土木事務所の掲示板とする

(保管工作物等一覧簿)

- 第12条の3 条例第11条の3第2項の規則で定める様式は、 保管工作物等一覧簿(第18号様式)とする。
- 2 条例第11条の3第2項の規則で定める場所は、保管した 工作物等が放置されていた都市公園の所在地を管轄する地 方局建設部又は土木事務所とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第12条の4 条例第11条の5第2項の保管した工作物等の売却の手続は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の定めるところによる。

(受領書)

第12条の5 条例第11条の6の規則で定める様式は、受領書 (第19号様式)とする。

第14条中「第18号様式」を「第20号様式」に改める。

第4号様式から第6号様式まで及び第14号様式中「第5条 第2項」を「第5条第1項」に改める。

第17号様式中「第6条第3項」を「第6条第1項」に改める。

第18号様式を第20号様式とし、第17号様式の次に次の2様式を加える。

報

第18号様式(第12条の3関係)

			19	呆管工作物等	一覧簿			
	保管	ぎした工作物	勿等	保管した				
整理番号	名称 又は 種類	形状	数量	工作物等 が放置さ れていた 場所	除却した 日 時	保管を始 めた日時	保管の 場 所	備考

(返還を受けた金額)

第	19号様	式(第12条の	5 関係))							
						受	領	書			
									年	月	日
	愛	愛媛県知事			展	л Х					
							返還	を受けた者	{		
								住所 氏名	ı		
								гон			
	返 i	還を受け	た日	時							
	返ì	還を受け	た場	所							
	返還	整理	番	号							
	返を受	名称又	は種	類							
	又けた	形		状							
	I	/1/		I/ \							
	作物	数		量							

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県立都市公園条例施 行規則第4号様式から第6号様式まで、第14号様式及び第

17号様式の規定により提出されている申請書は、改正後の 愛媛県立都市公園条例施行規則第4号様式から第6号様式 まで、第14号様式及び第17号様式の規定により提出された 申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第2510号

次のとおり落札者を決定した。 平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地		落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入札公告日
パソコンネットワーク学習システム 一式	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	亚式16年12日14日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門 町一丁目 1 番地の15	30 450 000円	一般競争入札	平成16年10月26日

○愛媛県告示第2511号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令 第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
今治市医 民病院	師会市	今治市 番40号	別宮町七 ⁻ ;	丁目 1	社団法人 今治市医師会	平成20年 1月24日 まで

○愛媛県告示第2512号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の 所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	指	定	居	宅	支	援	事	業	者	+-ビフ	指	定	居	宅	支	援	事	業	所		ш
事業者番号				 †:	: る !	事務所	:			」 サーヒス の 種 類	名		称	所			在		地		出日
	名		称	あ ^	_ <u>新</u>	在 地	j 1t	表者(の氏名	02 1 <u>E</u> XX	П		1/ሀነ	変	更	前	変	更	後	1 /3	
38000300133119	株式会	会社コム	ムスン	東京六丁	都港区 目10都	☑六本木 昏 1 号	樋		公 一	児童居宅 介護	株式会 ン八幅 ンター	浜ケ	マャ	八幡》 町135		下浜田 16	八幡 4番	浜市 16号	産業通		年日

○愛媛県告示第2513号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283 号)第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	指	定	居	宅	支	援	事	業	者	サービフ	指	定	居	宅	支	援	事	業	所		ш
事業者番号				± +	こる	事務所	- 			」 サーヒス 一の 種 類	名		称	所		ā	在		地	届日日	胃
	名		称	あ "	ーデ 所	在地	: 代	表者	の氏名	00 1E 59	1		介 小	変	更	前	变	更	後	7 73	"
38000100063110	株式会	会社コ.	ムスン	東京六丁	都港[目10都		樋	П	公 一	身体障害 者居宅介 護	株式会 ン八帽 ンター		マセ	八幡》 町135		下浜田 6	八幡?	浜市) 16号	産業通	平成10 12月 2	2 🗖 📗

○愛媛県告示第2514号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年12月24日

	指	定	居	宅	支	援	事	業	者		+- ビフ	指	定	居	宅	支	援	事	業	所		ш
事業者番号				± t	こる	事務所	: T			\dashv	サーヒス の 種 類	名		称	所			在		地	届日日	出
	名		称	ゟ゙	所	在地		表者	の氏名	3	り作業が	10		小小	変	更	前	変	更	後] - /3	П
38000200165112	株式会	社コム	ムスン	東京六丁	都港I 目10	区六本木 番 1 号	樋	П	公	-		株式会 ン八幡 ンター	浜ケ	ムス アセ		兵市 ⁻ 55 - 2	下浜田 6	八幡 4番	浜市 16号	産業通	平成16 12月 2	年 日

○愛媛県告示第2515号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1号の規定に基づき、次のとおり貸金業者に対し、業務の全部(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)の停止を命じた。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日	業務の停止期間
マネーショップ なすび	原田さおり	西条市丹原町池田1870番地 2	愛媛県知事(2)第01902号	平成14年 7 月21日	平成16年12月14日から 平成17年 2 月11日まで
栗原商事	栗原 卓司	伊予郡松前町大字神崎693番 地 9	愛媛県知事(1)第02048号	平成14年 4 月26日	平成16年12月14日から 平成17年 2 月11日まで
かふな信託	神田 里志	大洲市春賀甲1588番地の 1	愛媛県知事(N 1)第02101号	平成15年 5 月22日	平成16年12月14日から 平成17年 2 月11日まで

○愛媛県告示第2516号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業 (県単独補助土地改良事業(農道)・沢渡先場地区)の施行 に平成16年12月13日同意した。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2517号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業 (県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中村地区)の 施行に平成16年12月13日同意した。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2518号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林の所在場所
 - 北宇和郡津島町大字山財2952から2954まで、2971
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

西条市丹原町楠窪第2号623、第2号626、第2号6 27、第2号629の1、第2号629の2、第2号657、第 2号658、第2号663、第2号666の1から第2号666 の3まで、第2号667、第2号668、第2号681、第2 号683、第2号685、第2号686の2、第2号686の3 、第2号687の1、第2号687の2、第2号688、第2 号 689、第 2 号 692、第 2 号 693、第 2 号 695、第 2 号 696の1、第2号709の1から第2号709の3まで、第 2号710、第2号711の1、第2号711の2、第2号7 12、第2号713、第2号714の1、第2号762、第2号 764の1、第2号764の2、第3号85、第3号86、第3 号93の1、第3号93の3、丙1、丙2の1、丙2の2、 明河第8号263、第8号282、第8号284の1から第8 号 284 の 5 まで、第 8 号 489 の 6、第 8 号 489 の24、第 8号489の28、第9号78、第9号80、第9号82、第9号 104の1、第9号104の2、第9号105から第9号108 まで、第9号111の1、第9号111の4、第9号112、 第9号116の1、第9号116の2、第9号119、第9号 122 の 1、第 9 号 125 から第 9 号 130 まで、第 9 号 132 、第9号135、第9号192から第9号195まで、第9号 198、第9号200、第9号201の1、第9号201の2、 第9号202から第9号206まで、第9号275、第9号2 77の1、第9号278、第9号279の1、第9号281の3 、第9号281の5、第9号281の6、第9号281の9か ら第9号281の12まで、第9号281の17、丙689、丙6 90、丙694、丙696、丙698、丙701、丙831、丙832 の1から丙832の3まで

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所及び津島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2519号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林の所在場所

南宇和郡愛南町御荘長月2212・2213 (以上2筆について 次の図に示す部分に限る。)、2211

2 指定の目的

干害の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及 び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供 する。)

○愛媛県告示第2520号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、 森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示す る。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所 新居浜市阿島長谷山(国有林。次の図に示す部分に限 る。)

- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

四国中央市土居町上野字北山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字北山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡小田町大字中川字小田深山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字小田深山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡小田町大字中川字小田深山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字小田深山(国有林。次の図に示す部分に限る。
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡小田町大字中川字小田深山・丸石山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字小田深山・丸石山(以上2字国有林。次の図に 示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 上浮穴郡久万高原町西谷字丸石山
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字丸石山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 7(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町大川字狼ヶ城山(国有林。次の図 に示す部分に限る。)

- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字狼ヶ城山(国有林。次の図に示す部分に限る。
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2521号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから 、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示 する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町西谷字中久保6914の 2、6932の 2、6932の 3、6933、6934の 2、6936の 2、6941、6942の 2、6945の 3、6946の 2、6947の 2、6949の 2、6949の 3、6954の 2、6957の 2、6964の 2、6980の 2、6980の 3、6982の 2、6985の 2から6985の 4まで、7015の 2、7024の 2、7025の 2、7027の 2、7059の 2、7079の 2、7074の 2、70708の 2、7100の 2、7101の 2、7102の 2、7105の 2、6955の 2・6956の 2(以上 2筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万高 原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2522号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年12月24日

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 西条市丹原町関屋乙 156 の22
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 西条市旦之上乙 290
 - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 旦之上乙290(次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 温泉郡中島町大字饒乙 302
 - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 大字饒乙302(次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡中島町大字二神甲 570 の 1 (次の図に示す部分に限る。)

- (2) 指定の目的土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及 び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所及び中島町役場に備 え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2523号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年 法律第 249 号)第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。 平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所 越智郡伯方町大字北浦字深山甲1788、乙587、乙588 の1、乙588の3、乙591の1、乙592の1、乙593の1、乙594、乙595、乙596の1、乙596の2、乙597、乙598、乙962、字正古乙477、乙478、乙480、大字有津字北浦道乙178、乙196、乙202、乙203、乙205、乙207、乙208、大字叶浦字山田乙568、乙569、乙570の1、字ナメラ乙731の3から乙731の7まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所

越智郡伯方町大字北浦字深山甲1785、甲1788、乙 587、乙 588 の 1、乙 588 の 3、乙 591 の 1、乙 592 の 1、乙 593 の 1、乙 594、乙 595、乙 596 の 1、乙 596 の 2、乙 597、乙 598、乙 599 の 1 から乙 599 の 3 まで、乙 600 の 1、乙 600 の 2、乙 601、乙 602 の 1 から乙 602 の 4 まで、乙 603 から乙 606 まで、乙 608 の 1、乙 609、乙 610 の 1、乙 611 の 1、乙 612 から乙 618 まで、乙 619 の 1、乙 619 の 2、乙 622、乙 623、乙 624の 1、乙 962、字正古乙 477、乙 478、乙 480、大字有津字北浦道乙 178、乙 196、乙 202、乙 203、乙 205、乙 207、乙 208、大字叶浦字寺山甲 638、字山田乙 568、乙 569、乙 570 の 1、乙 598、乙 602 から乙 604 まで、乙 609、乙 612、乙 613、乙 627、字ナメラ乙 731 の 1 から乙 731 の 8 まで

- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及 び伯方町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2524号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

四国中央市新宮町馬立字三ツ足山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 に供する。)

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2525号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。 平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録	生産事業者の氏名	呂又は名称及び住所	生	産 事	業の	内 容	事業所	か 名	称及び所在地
番号	氏名又は名称	住 所	種	穂	苗	木	名	称	所 在 地
7	新居森林組合	西条市大町1211			1 幼苗の育 2 幼苗以外	i成 の苗木育成			西条市大町
330	伊藤米夫	西条市早川2158 - 1			1 幼苗の育 2 幼苗以外	i成 の苗木育成			西条市早川
337	早川農園	西条市早川2158 - 1			1 幼苗の育 2 幼苗以外	i成 ·の苗木育成			西条市早川

○愛媛県告示第2526号

愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

この告示の際現に改正前の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号の規定により提出されている建設工事入札参加資格審査申請書は、改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号の規定により提出された建設工事入札参加資格審査申請書とみなす。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行 様式第1号4及び5中「村」を削り、同様式19中「市町村」を「市町」に改める。

- 111, - 111 - 111, - 111 - 111, - 111 - 111, -

○愛媛県告示第2527号

海岸保全区域の指定(昭和32年9月愛媛県告示第721号) の一部を次のように改正する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別表石応の項を削る。

○愛媛県告示第2528号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定する。 平成16年12月24日

海岸名	市町村	主管省	管理者	\boxtimes	域
豊後水道 東沿岸 石応海岸	宇和島市	国土交通 省	愛媛県知事	基点 1 から基点32までを順次結んだ線並びに基点32、補助点 1 の 2 、補助点 7 の 1 、補助点 6 の 2 、補助点 6 の 1 、 補助点 7 の 2 、補助点 6 の 1 、 補助点 1 及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域基点及び補助点の表示(角度の表示は、真北)基点 1 は、宇和島市小浜2812番の標柱基点 2 は、基点 1 から 128 度37分 20 00 メートルの地点基点 3 は、基点 2 から14度21分 53 00 メートルの地点基点 4 は、基点 3 から25度23分130 00メートルの地点基点 5 は、基点 4 から33度43分 75 00 メートルの地点基点 5 は、基点 5 から47度34分119 00メートルの地点基点 7 は、基点 6 から 1 度30分158 00メートルの地点基点 7 は、基点 6 から 1 度30分158 00メートルの地点基点 9 は、基点 8 は、基点 7 から84度52分103 00メートルの地点基点 9 は、基点 8 から 155 度02分 53 00 メートルの地点基点11は、基点 9 から 127 度05分 57 00 メートルの地点基点11は、基点 10から82度52分 52 00 メートルの地点基点11は、基点11から54度39分 58 00 メートルの地点基点13は、基点13から72度08分 60 00 メートルの地点基点14は、基点13から72度08分 60 00 メートルの地点基点15は、基点14から 341 度21分 22 00 メートルの地点	

基点16は、基点15から21度05分60.00メートルの地点 基点17は、基点16から 358 度38分23 00 メートルの地点 基点18は、基点17から 329 度48分 31.00 メートルの地点 基点19は、基点18から 297 度15分 12 .00 メートルの地点 基点20は、基点19から 245 度21分 16.00 メートルの地点 基点21は、基点20から 322 度50分 13.00 メールの地点 基点22は、基点21から 247 度31分 14 .00 メートルの地点 基点23は、基点22から 320 度49分 26 .00 メートルの地点 基点24は、基点23から 290 度29分 32 .00 メートルの地点 基点25は、基点24から 348 度51分 31 .00 メートルの地点 基点26は、基点25から84度08分 11.00 メートルの地点 基点27は、基点26から64度57分 17.00 メートルの地点 基点28は、基点27から 132 度54分9 .00メートルの地点 基点29は、基点28から79度36分9,00メートルの地点 基点30は、基点29から12度59分71.00メートルの地点 基点31は、基点30から 338 度59分 30.00 メートルの地点 基点32は、基点31から84度58分13.00メートルの地点 補助点32は、基点32から 307 度13分 58 00 メートルの地点 補助点8は、基点8から330度27分95.00メートルの地点 補助点7の3は、基点7から327度37分111.00メートルの地点 補助点7の2は、基点7から296度55分112.00メートルの地点 補助点7の1は、基点7から239度46分86.00メートルの地点 補助点6の2は、基点6から305度50分123.00メートルの地点 補助点6の1は、基点6から285度02分95.00メートルの地点 補助点 5 は、基点 5 から 306 度01分 79 .00 メートルの地点 補助点 4 は、基点 4 から 299 度31分 79 .00 メートルの地点 補助点 3 は、基点 3 から 289 度06分 79 00 メートルの地点 補助点 1 は、基点 1 から 308 度37分 66 00 メートルの地点

○愛媛県告示第2529号

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定に基づき、次のように吉海港の臨港地区を定めたいので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を愛媛県庁、今治地方局建設部、吉海町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年12月24日

吉海港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 臨港地区の名称 吉海港臨港地区
- 2 臨港地区の区域の案

越智郡吉海町大字福田の一部、大字幸新田の一部及び大 字本庄の一部

○愛媛県告示第2530号

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定に基づき、次のように弓削港の臨港地区を定めたいので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を愛媛県庁、今治地方局建設部、上島町弓削総合支所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年12月24日

弓削港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 臨港地区の名称 弓削港臨港地区
- 2 臨港地区の区域の案

越智郡上島町弓削明神の一部、下弓削の一部、太田の一部、佐島の一部及び土生の一部

○愛媛県告示第2531号

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定に基づき、次のように中島港の臨港地区を定めたいので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を愛媛県庁、松山地方局建設部、中島町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年12月24日

中島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 臨港地区の名称
 - 中島港臨港地区
- 2 臨港地区の区域の案

温泉郡中島町大字大浦の一部及び大字小浜の一部

○愛媛県告示第2532号

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定に基づき、次のように三崎港の臨港地区を定めたいので、同条第3項の規定により、当該臨港地区の区域の案を愛媛県庁、八幡浜地方局建設部、三崎町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年12月24日

三崎港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 臨港地区の名称
 - 三崎港臨港地区
- 2 臨港地区の区域の案

西宇和郡三崎町三崎の一部、高浦の一部、大佐田の一部 及び井野浦の一部

○愛媛県告示第2533号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の員	延長	1	뷲	考
				越智郡波方町大字樋口字恵3 今治市地堀一丁目274番 2 地 及び	!先まで	ІВ	メート 4 :	-ル 4~3	Q C	キロメート. 1 201	L		
県 道	大西	波止浜	港線	今治市中堀四丁目225番 2 地 同市内堀二丁目184番 2 地先	2先から まで		16 .	0 ~ 3	4 D	1 .061			
				今治市中堀四丁目225番 2 地	!先から	新	11	9 ~ 4	1 0	1 432			
				同市地堀一丁目277番 2 地先	まで	क्रा	11.	<i>y</i> • 4	עו	1 #32			

○愛媛県告示第2534号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷蜡	也の員	延長	備考
西予市明浜町田之浜甲342番 1 地先から					1 地先から	旧	メートル	レ ~ 14 .6	キロメートル 0 .152	
一般国道		378号		同町田之浜甲173番13まで		新	4.4	~ 50 .0	0 .152	

○愛媛県告示第2535号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		378号		西予市明浜同町田之浜			先から				平成16年12月24日

○愛媛県告示第2536号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	敷 地 の幅 員	延長
県 道	六軒家石手線	松山市道後湯之町1563番 1 から 同市道後湯之町1612番 7 まで		メートル 7 0~27 6	メートル 209 D

○愛媛県告示第2537号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成16年12月24日

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16西局建(開)第16号 平成16年12月14日	西条市朔日市字寄合302番	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19 番4号 株式会社 アベイル 代表取締役 島 村 治 伸

○愛媛県告示第2538号

愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり定める。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

設置所在地名	団 地 名	建設年度	構造別	数値	備考
新居浜市磯浦町	磯浦	16	耐火	0 .8200	

○愛媛県告示第2539号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売	売り		ば		ŧ		人		売	12	+	ı÷	*	所	取消年月日
番号	住		所	氏	名	又	は	名	称	90	')	9	ΙΥ	2	HI	双角牛月口
松第 3号	温泉郡中島町大学	21626番地		温泉郡中	島町	-				同町役場	<u> </u>					平成16年12月7日

○愛媛県告示第2540号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第5条第6項の規定により告示する。

平成16年12月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定		売	IJ	さ	ば	;	a	人		变	更	事	項	変更許可
番号	住		所	ŕ		氏台	名又	は名	称	新			旧	年月日
	南宇和郡	愛南町征	卸荘平均	成2982	南宇和	和交)	通安全	全協会		売りさばき人 南宇和郡愛南町御 2 南宇和交通安全協 売りさばき所 南宇和郡愛南町御 2 御荘警察署内	会	南宇和交通安 売りさばき所 南宇和郡愛南	订御荘平城2959番地 全協会 订御荘平城2959番地	平成16年 11月 1 日

地方労働委員会告示

○愛媛県地方労働委員会告示第4号

地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程(平成10年12月愛媛県地方労働委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月24日

愛媛県地方労働委員会

会長白石喜徳

題名を次のように改める。

労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程 本則中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

○愛媛県地方労働委員会告示第5号

地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成14年1月愛媛県地方労働委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月24日

愛媛県地方労働委員会

会長白石喜徳

題名を次のように改める。

労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程 本則中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。 正 誤

○正 誤

平成16年12月17日付け第1619号愛媛県規則第62号(愛媛県 漁業調整規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇 所	誤	正
1237	右欄上から11行目	「西条市仏崎」	「西条市仏埼」

平成16年12月24日	愛 媛	県	報	第1621号